

○岡山県職員給与支給規則の運用について

(昭和26年11月6日岡人委第251号通知)

(沿革)

昭和26年12月22日第379号	昭和27年11月18日第956号
昭和28年5月18日第385号	昭和29年9月2日第549号
昭和31年1月30日第42号	昭和33年5月14日第203号
昭和35年8月1日第376号	昭和36年1月31日第41号
昭和36年12月19日第874号	昭和37年12月21日第672号
昭和38年12月24日第667号	昭和39年12月25日第532号
昭和40年12月28日第558号	昭和41年12月27日第515号
昭和42年12月26日第593号	昭和43年4月1日第8号
昭和43年12月26日第774号	昭和44年12月23日第405号
昭和45年12月23日第412号	昭和46年12月22日第351号
昭和47年12月25日第368号	昭和48年10月19日第305号
昭和49年12月25日第331号	昭和50年12月25日第248号
昭和51年4月1日第17号	昭和51年12月24日第233号
昭和52年12月27日第244号	昭和56年3月25日第259号
昭和56年5月18日第53号	昭和60年4月1日第1号
昭和63年4月1日第8号	平成元年4月1日第7号
平成4年3月27日第355号	平成7年3月17日第369号
平成13年3月30日第318号	平成14年3月19日第276号
平成15年4月1日第3号	平成16年4月1日第237号
平成19年12月25日第161号	平成20年2月1日第191号
平成20年9月26日第100号	平成22年3月17日第182号
平成26年7月4日第76号	平成29年3月21日第267号
平成30年3月6日第302号	令和4年2月25日第339号
令和4年3月28日第359号	改正

第2条関係

- 一 「休日」には、所轄庁の事務が現実に停止する日を含むものとする。
- 二 給料は、その支給日に職員が現実に支給を受けることができるよう処理しなければならない。

第3条関係

- 一 「離職」とは、失職、懲戒免職及び退職（辞職、免職等失職及び懲戒免職以外のすべての退職をいう。）をいう。
- 二 「その際支給する」とは、支給の事由を生じた日以後計理上処理できる限り速やかに支給することをいう。

三 国又は他の地方公共団体等に勤務していた者が、離職と同日付で新たに職員となった場合、発令当日の給料をその者が従前所属していた官公署から支給されているときは、発令の翌日から支給する。

四 昇給、昇格等による追給の場合は、本条の規定に準じて取り扱うものとする。

五 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）第7条第2項の規定は、退職以外の離職の場合は、その日の前日まで給料を支給する趣旨である。

六 岡山県職員給与条例第7条第3項の「その月まで給料を支給する。」とは、死亡した者が、その月の末日に死亡したものとした場合に受けることとなる給料を支給することをいう。

第4条関係

一 「支給義務者を異にして移動した場合」とは、職員の給料の支出について定められた予算上の科目を異にして移動した場合をいうものとする。
なお、その他の場合においても必要と認めるときは、本条の規定に準じて取り扱って差し支えない。

二 「週休日」とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡山県条例第58号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の規定による週休日をいい、休日を含まない。

三 週休日が休日と重なった場合においても、週休日として取り扱うものとする。

第5条関係

一 「その他これらに準ずる非常の場合」とは、やむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷する場合等があり、具体的な事例については任命権者が必要と認める場合とする。

第7条の4関係

精神又は身体に重度の障害がある者で終身労務に服することができない程度の者とは、社会通念上認められる程度をいい、結核、中風等により常時介護を要する程度の者を含むものとし、職員の親族に限らない。

第8条関係

人事委員会が別に定める様式による扶養親族届出書は、様式第1号のとおりとする。

第11条関係

一 扶養手当は、職員の給与が岡山県職員給与条例第14条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第25条又は勤務時間条例第9条の2第3項（同条例第

9条の3第3項及び第9条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により減額される場合においても減額されないものとし、次に掲げる場合に該当するときは、それらの期間を除き日割計算によつて支給される。

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第2号の規定により休職にされた場合
- 2 地方公務員法第29条の規定により停職を命ぜられた場合
- 3 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する専従許可を受けた場合
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている場合
- 5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岡山県条例第10号）第2条第1項の規定により派遣される場合
- 6 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。）をしている場合
- 7 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年岡山県条例第9号）第2条第1項の規定により派遣される場合
- 8 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている場合
- 9 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている場合

二 給与条例第10条第2項の規定は、退職以外の離職の場合は、その日の前日まで扶養手当を支給する趣旨である。

第12条及び第13条関係

育児休業条例第25条又は勤務時間条例第9条の2第3項（同条例第9条の3第3項及び第9条の4第3項において準用する場合を含む。）に規定する給与の減額方法については、これらの規定の例による。

第14条関係

一 時間外勤務手当の取扱いは次の例による。

- 1 その日の勤務時間が始まる前に時間外勤務したときは、その日の時間外勤務として取り扱う。
- 2 支給割合を異にする時間外勤務に対する時間外勤務手当は、それぞれ岡山県職員給与条例第15条の規定により算出した額の合計額を支給金額として支給するものとする。

二 休日勤務手当の取扱いは次の例による。

- 1 休日勤務手当は、休日等における正規の勤務時間中に実際に勤務した時間に対して支給される。休日等において正規の勤務時間を超えて勤務した部分については、時間外勤務手当が支給される。
- 2 休日と週休日とが重なった日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。
- 3 1勤務が2日にまたがる勤務でその1日が休日等に当たるときの休日勤務手当は、休日等に当たる日の勤務に対してのみ支給する。

三 時間外勤務手当と夜間勤務手当との関係は次のとおりである。

夜間勤務手当は、正規の勤務時間として勤務した場合に限り支給されるものであるから、正規の勤務時間を超える勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間において勤務した場合には、その勤務に対しては、夜間勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。

四 岡山県職員給与条例第15条第4項に規定する正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、これらの勤務時間外に勤務した時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた日後に同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に異動のあつた職員に対して、勤務時間条例第3条の2第1項の規定により同項に規定する時間外勤務代休時間を指定する場合の時間外勤務手当の額の算定に当たっては、岡山県職員給与条例第15条第5項に規定する時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間については、同条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間のうち、当該異動前の時間から順次時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。この場合において、異動が2以上あつたときは、同項の規定の適用を受ける時間のうち、先の異動前の時間から順次当該時間外勤務代休時間の支給に係る時間とされたものとする。

五 人事委員会が別に定める様式による時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務実績簿は、様式第2号のとおりとする。

第16条関係

- 一 勤務1時間当たりの給与額算出の場合、銭位未満の端数を生じたときは、銭位に充たしめる。

第17条関係

- 一 第1項各号に掲げるものに該当するものがない場合は、民法の規定するところによる。
- 二 給与の支給を受ける同順位の方が2人以上ある場合、その中の1人を総代人として支給を受けることは差し支えない。

その他の事項

- 一 給料及び諸手当の支給に関し、その支給金額に1円未満の端数がある場合等の取扱いについては、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定するところによる。
- 二 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務実績簿中の確認欄は、警察職員にあつては、本部各課、各隊、科学捜査研究所及び警察学校においてはそれぞれ次長、副隊長、所長補佐、副校長、警察署においては副署長の確認によるもので差し支えない。

扶養親族届出書

年 月 日提出

任命権者		勤務公署名			所属コード			住所					
		職名		職員番号		氏名		給料表	等級				
岡山県職員給与条例(昭和26年岡山県条例第18号)第10条第1項の規定により届け出ます。					添付書類								
届出理由:													
確 認 欄													
扶養親族氏名		続柄	性別	生年月日	同居別居の別	第9条第2項 第6号の当否	職業	所得の内訳		認定区分	扶養 No.	支給開始年月	支給停止年月
				年 月 日				給与所得月額 円	報酬月額 円	現在	今回		
				年 月 日				事業所得 円	年金その他 円				
				年 月 日				給与所得月額 円	報酬月額 円				
				年 月 日				事業所得 円	年金その他 円				
				年 月 日				給与所得月額 円	報酬月額 円				
				年 月 日				事業所得 円	年金その他 円				
				年 月 日				給与所得月額 円	報酬月額 円				
				年 月 日				事業所得 円	年金その他 円				
この届出は、事実と相違ないものと認める。										確 認			
年 月 日		所属長											
受理年月日	年 月 日	配偶者		子		子のうち加算対象者		父母等		合計支給額			
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	金額			
認定年月日	年 月 日												
支給(停止)年月日	年 月 日												
岡山県職員給与条例第9条及び岡山県職員給与支給規則(昭和26年岡山県人事委員会規則第11号)第9条の規定に従い、上記のとおり確認し、認定します。													
年 月 日		職氏名											

備考 各任命権者は、必要があるときには、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

